

令和3年4月30日

税理士 松丸会計事務所

\*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## インボイス制度について①「適格請求書発行事業者の登録」 消費税改正情報

令和5年10月1日より適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。それに先立ち、令和3年10月1日より適格請求書発行事業者の登録申請が開始されます。

**【1. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは】**

複数税率に対応したものとして導入される、消費税の仕入税額控除の方式です。

**【2. 仕入税額控除とは】**

消費税の納税額は、課税売上に係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて計算します。このとき、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引くことを仕入税額控除と言います。

**【3. 仕入税額控除の要件】**

インボイス制度が導入されると、適格請求書(インボイス)等の保存が仕入税額控除の要件となります。インボイスを交付することが出来るのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。また、登録を受けることが出来るのは消費税の課税事業者に限られます。

**【4. 適格請求書発行事業者の登録申請】**

適格請求書発行事業者の登録を受けるためには「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する必要があります。

・受付開始…令和3年10月1日から

なお、令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに申請書を提出する必要があります。

**【5. 免税事業者について】**

免税事業者はインボイスを発行することが出来ないため、インボイス制度導入後に免税事業者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることが出来ません。

従って、インボイス制度の導入は、特に免税事業者に対する影響が大きいと言われています。

**【6. 免税事業者の登録手続き】**

免税事業者が登録を受けるためには、原則として「課税事業者選択届出書」を提出し課税事業者となる必要があります。

ただし、登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である場合は、「課税事業者選択届出書」を提出しなくても、登録を受けることが出来る経過措置が設けられています。

この場合、登録を受けた日から課税事業者となり消費税の申告が必要となります。  
(参考)

登録の効力は税務署長が適格請求書発行事業者登録簿に登録した日より発生します。

登録日が令和5年10月1日より前の場合は、令和5年10月1日が登録日となります。